返還の方法

(1) 返還の期間
奨学金および入学一時金は、貸与期間が終了してから６か月据え置き、その後、20年以内に、月賦、半年賦、年賦などの方法で、返還していただきます。
月額40,000円の奨学金を３年間利用すると総額144万円になりますが、20年間で返還するときは、月賦なら6,000円、半年賦で36,000円、年賦で72,000円です。

(2) 奨学金および入学一時金の利息
無利子です。

(3) 返還猶予
上級学校に進学したり、著しく返還が困難となった場合は申請によりその間返還を待ちます。

(4) 返還免除
本人が死亡したときなどは、申請により返還が免除されることがあります。

交通遺児育英会の奨学金制度や事業について

1. 大学奨学生
大学または短期大学に進学した人のための制度です。
奨学金の貸与月額は、国・公・私立を問わず、4万円、5万円または6万円からの選択制です。
なお、大学奨学生１年生のうち希望者には、奨学金のほかに入学一時金（40万円、60万円または80万円からの選択制）が貸与される制度もあります。

2. 専修学校奨学生または各種学校奨学生
国または都道府県知事の認可を受けた専修学校で、高等学校卒業を入学資格とする修業年限１年以上の専門課程に進学した人、またはこれに準ずる各種学校に進学した人のための制度です。
奨学金貸与額は、大学奨学生と同じです。
また、高校奨学金と同じ専修学校高等課程の奨学制度もあります。

3. 交通遺児育英会の学生寮「心塾」
交通遺児育英会には、自宅から通学不可能な大学・短大・大学院・専門学校奨学生を対象とした下記学生寮「心塾」があります。

◎東京学生寮
地方出身の交通遺児でも、経済的精神的に安定して、東京近郊の大学等に進学できるようにと、東京都日野市（ＪＲ中央線「豊田駅」下車）に本会が開設した学生寮です。
寮費は朝夕２食付・水道光熱費込で、月１万円です。男子棟と女子棟があり、全員個室です。

◎関西学生寮
関西地区へ進学する本会奨学生のために、㈱共立メンテナンスが経営し、一般の方も入居している学生会館（大阪の北部地区に男子３棟、女子２棟を指定）の居室を本会が借り上げる方式の学生寮です。寮費は朝夕２食付・水道光熱費込で月1,5000円です。部屋は全員個室です。

4. 高校奨学生と保護者のつどい・海外語学研修
高校奨学生と保護者のつどいを毎年夏に東京都内で開催します。
また、高校奨学生を対象とした海外語学研修制度があります。夏休みの約３週間でアメリカ等に派遣します。（1・2年生時申込、別途ご案内します）
いずれも、往復交通費・滞在費等は本会が負担します。

5. 機関紙「君とつばさ」の発行
交通遺児、保護者、支援者および本会とのつながりを深める場として、機関紙を年５回発行しています。

交通遺児育英会
H27 奨学金制度案内

高　校　・　高　専
在学生用　願書在中

平成27年度

高等学校
高等専門学校

奨学生（在学）募集のご案内

公益財団法人　交通遺児育英会　奨学課
TEL　03-3556-0773
フリーダイヤル　0120-521286
ホームページアドレス　http://www.kotsuiji.com

本会では、保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害のため働けなくなった家庭の生徒に奨学金を貸与して進学援助を行い、将来、社会有用な人材を育成することを目的とした事業を行っています。

応募できる人

(1) 平成27年度に高等学校または高等専門学校に在学している生徒で、
保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害で働けないため、教育費に困っている家庭の子女であること。

※道路における事故には、踏切での事故、路面電車との事故および自転車事故も含みます。
※著しい後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施行令別表第１及び別表第２の第１級から第７級までの障害です。（身体障害者福祉法の第１級から第４級がほぼこれに相当します。）

(2) 学力の基準
採用に際して、出願者の学力は問いません。

(3) 家計の基準
・家計の基準額は、家族数によって異なります。
・保護者に当たる方の収入金額が選考の対象となりますが、３人世帯の収入・所得の目安はおおよそ次の金額以内です。

	給与所得者	給与以外の所得者
高校・高専	７８０万円	３６０万円

給与所得者（会社員･パート･アルバイト含む）：源泉徴収票の支払い金額（税込み）
給与以外の所得者（自営業･農業等）：所得証明書等の所得金額（税込み）

※他の奨学金と併せて利用できます。
※専攻科にも貸与できます。
※ 一人の奨学生への奨学金の総貸与期間は原則として高校・大学・大学院・専修学校等合わせて９年間まで、奨学金および入学一時金の総貸与額は812万円を限度とします。
※ 高校間で転学または編入学あるいは再入学する場合の貸与期間は、全日制で通算３年間（高専は５年間）となります。同一の年次を重複履修した場合は、転学・編入学・再入学後の標準修業年限のうち、すでに貸与された期間を除いた期間が貸与期間となります。したがって、在学中に奨学金は満期となります。

出願期間と奨学生採用の決定

(1) 出願書類受付期間（提出書類は、この「案内」の最終頁の前頁をご覧ください。）
平成27年４月１日～平成28年１月29日
奨学生の資格のある方はいつでも申込みができます。上記期間で随時受け付けをしています。

(2) 奨学生採用と奨学金貸与の決定通知
願書等の内容を審査し、奨学生採用と奨学金貸与が決定したら在学学校長を通じて出願者に文書で通知します。その際、連帯保証人と連署の誓約書を提出していただきます。

(3) 出願書類提出先･問い合わせ先
・**〒102-0093　東京都千代田区平河町2-6-1　公益財団法人 交通遺児育英会 奨学課**
・フリーダイヤル　0120-521286
受付時間：9:00～17:30（土、日、祝祭日、本会の休業日を除く）

奨学金と入学一時金の額および貸与方法

(1) 奨学金の月額
国・公立および私立の高等学校ならびに高等専門学校
月額：20,000円、30,000円または40,000円の中から出願者が選択
奨学生願書の奨学金月額申込欄の希望する奨学金月額に○印をつけてください。
卒業するまで、貸与月額の変更はできませんので、慎重に選択してください。

(2) 貸与期間
正規の最短修業年限の終期まで。

(3) 送金方法
原則として年に４回：5月、8月、11月、2月に、それぞれ３か月分の奨学金を東京の銀行を通じて本人が指定した銀行またはゆうちょ銀行（旧郵便局）の、本人名義口座に送金します。（第１回目は別扱いになります。年度始めの４月から５月に出願書類を出した人で、書類審査に合格した人への最初の送金は、６月10日の予定です。）

(4) 入学一時金の額　**20万円、40万円または60万円の中から出願者が選択**　（応募は１年生のみ可）
送金は、奨学金の第一回目と同時の予定です。
平成27年度に高等学校または高等専門学校の第１学年に在学し、奨学金のほかに入学一時金の貸与を希望する人は、奨学生願書の裏面（様式高１号２）の「入学一時金申込書」欄に所要事項を記入して下さい。（専攻科入学時には、入学一時金は貸与できません）

※本会の奨学金および入学一時金は貸与ですので、貸与終了後に返還していただく事になります。詳しくは最終頁をご覧下さい。

☆本会奨学金制度の特色☆

(1) 出願に際して、奨学生出願者の学力は特に問いません。
(2) 一家庭から何人でも応募できます。また、一学校から何人でも応募できます。
(3) 他の奨学金と併せて利用できます。
(4) 連帯保証人は、保護者でかまいません。
(5) 大学・短大・大学院・専修学校・各種学校の奨学金制度もあります。

提 出 書 類

次の書類をそろえて、在学中の学校長を通じるか、または直接本会に提出してください。奨学生採用と奨学金貸与が決定したら、在学学校長を通じて出願者に通知します。
（直接書類を本会に提出する場合は、そのことを担任の先生に連絡してください。）

(1) **奨学生願書**（この「案内」に折込みの本会所定のもの）
(2) **在学証明書**（願書の裏面に証明をしてもらうこと）
・学校所定の様式でもさしつかえありませんが、本会所定の様式の記載事項はすべて記載してもらってください。
(3) **交通事故証明書**（自動車安全運転センター発行のもの。以前に入手した証明書があれば、それでも、またそのコピーでもよい）
・安全運転センターへの申請方法は出願書類の「交通事故証明の申し込み手続き」をご覧ください。
・事故発生から期間経過しているため、安全運転センターの証明が受けられない場合は、次のどれかにより証明願います。
①在学学校長または民生委員に事情を説明して、願書の「交通事故証明書」に証明を受ける。
②交通事故発生当時の新聞記事のコピー（本人および事故年月日が特定できること）。
③保護者が死亡された場合、死亡診断書や死体検案書（コピー可）で交通事故死が確認できるもの。
(4) **後遺障害の程度を証する証明書**（死亡の場合は不要）
・自動車損害賠償保険金を取り扱った保険会社、または共済金を取り扱った農協で、願書の「後遺障害に関する証明書」に証明してもらってください。
・保険会社または農協で証明が受けられない場合は、公立病院等で診断を受けて、症状が詳しく記載してある診断書を付けてください。
・自動車損害賠償保障法施行令別表の１～７級の後遺障害は、身体障害者福祉法の１～４級がほぼこれに相当します（身体障害者手帳に記載されている級）。身体障害者手帳のコピーでもかまいません。
(5) **保護者の所得に関する証明書**
①給与所得者の場合：源泉徴収票を添付してください。（コピーでも可）
②給与所得者以外の場合：保護者等の所得証明書の交付を受けてください（源泉徴収票ではありません）。
・市区町村役場の市区町村民税を扱う課などで受けられます。
・所得のない人には、「所得なし」「非課税」あるいは「課税台帳に記載なし」などの証明書が交付されます。（市民税・県民税の課税証明書でも可）
・生活保護をうけている人はその証明でも結構です（福祉事務所で発行）。
(6) **戸籍謄本**
・出願者が記載されている戸籍謄本が必要です。
・保護者等（＝事故にあった人）が死亡された時は、その保護者の死亡日が記載されている除籍謄本（または改製原戸籍謄本）も必要です。

◎書類提出の特例

(1) 出願者が自動車事故対策機構の育成資金を利用していた場合は、次の書類を提出するだけで結構です。（ただし、育成資金の貸付番号を願書所定欄に記入のこと）
① 奨学生願書　② 在学証明書　③ 保護者の所得に関する証明書
(2) 出願者の兄姉が現在本会の奨学生、あるいは奨学生だった場合もしくは予約採用願書を提出、決定している場合は、次の書類を提出するだけで結構です。
① 奨学生願書　② 在学証明書　③ 保護者の所得に関する証明書

▼自動車安全運転センターで証明が受けられない特別の事情がある場合のみ、この用紙を使って学校長または民生委員に事情を話して作成してください。
※印の箇所は該当するものを○で囲んでください。

交通事故証明書

事故発生月日	昭和・平成　年　月　日　午前・午後　時　分ころ				
事故発生場所			道路区分		
当事者 保護者	住所		事故時の状態	※運転　同乗 歩行　その他 （車種　）	
	氏名				
当事者 相手方（人・物他）	住所		事故時の状態	※運転　同乗 歩行　その他 （車種　）	
	氏名				

※事故類型等	人対車両	車両相互						車両単独				踏切	不明・調査中
		正面衝突	側面衝突	出合頭衝突	接触	追突	その他	転倒	路外逸脱	衝突	その他		

上記の者は、交通事故のため　年　月　日に（※死亡・負傷）したことを証明します。

平成　年　月　日

※学校長
民生委員　　氏名　　印

証明者住所　　（電話　　）

高速道路・国道・都道府県道・市町村道などの区分を記入してください。

▼保護者等が死亡の場合は、後遺障害の証明書は不要です。

後遺障害に関する証明書

後遺障害者	住所			
	氏名		生年月日	年　月　日　生

上記の者は自動車損害賠償保障法施行令別表にかかげる
1. 第　級の保険金（共済金）の支払いをうけた。
2. 第　級の後遺障害に相当する障害がある（診断書添付）。

上記の通り証明いたします。

平成　年　月　日

※保険会社名
農協名
公立病院名　　氏名　　印

◎この用紙に記入せず、医師の診断書か身体障害者手帳の氏名、等級記載面のコピーを添付しても結構です。

交通遺児育英会（TEL. 03-3556-0773）　高等学校 高等専門学校　**奨学生願書**　（様式　高1号）

奨学生出願者	フリガナ		性別	生年月日	高在　27年度
	氏名		男・女	昭 平　・　・	
	在学学校	立　高等学校第　学年　科※全日制・定時制・通信制			
	フリガナ				
	現住所	都道府県			
		〒　－　自宅TEL：　－　－　携帯TEL：　－　－			
保護者	フリガナ		出願者との続柄		勤務先の電話　－　－
	氏名				
	現住所	都道府県			
		〒　－　自宅TEL：　－　－　携帯TEL：　－　－			
	出願者の保護者が父母でないとき、または出願者と保護者の姓が違うときはその理由				

家族欄	氏名	出願者との続柄	年齢	勤務先・学校・学年	ア.年間収入額※ イ.年間所得額	備考
出願者を除く同一世帯全員を記入してください						

制度の利用		
	生活保護をうけていますか　※	1. うけている　2. うけたことがある　3. うけない
	交通遺児育英会の奨学金（高校～大学）を兄姉が利用していますか　※	1. 利用している。いた　2. 申請中　3. 誰も利用していない（利用者名：　奨学生番号：　）
	自動車事故対策機構（中学生まで）の育成資金を利用していましたか　※	1. 出願者が利用　2. 兄姉が利用　3. 誰も利用していない　（貸付番号：　）

保護者交通事故関係欄	事故にあった人の氏名	出願者との続柄	事故年月日	死亡年月日	後遺障害※	事故類型※
			S・・ H	S・・ H	ア.自賠保　級 イ.身障者　級	人対車両・車両相互・車両単独・踏切事故
	事故の模様（どこでおこり、どの様な事故でしたか。できるだけくわしく記入してください。）					

受付

自動車保険の補償金関係欄※	1. 支払いを受けた	2. 支払いを受けない	3. 生命保険
	ア　相手から支払われた補償金額　万円 イ　自らが加入した任意保険から　万円 ウ　未定	ア　自損事故のため イ　任意保険未加入のため ウ　その他 理由	保険金額　万円

◎上欄の1と3を合計した受取金額が5,000万円を超える場合は、その用途などを裏面1番上の家庭の事情欄に記入してください。

◎※印の箇所は該当するものを○で囲むこと。

（注）自損事故とは電柱に衝突したり崖から転落したような事故のこと。支払いを受けなかった場合も必ず0円と記入のこと。

※印の箇所は該当する数字を○で囲むこと。　　（様式高１号２）

家庭の事情	奨学金の貸与を必要とする事情を書いてください。
交通遺児育英会の奨学金制度のことをどこで初めてお知りになりましたか？　※	①自動車事故対策機構から　②学校から　③ポスターを見て ④市町村役場から　⑤インターネットで調べて ⑥その他（　　）

在学証明書は、在学学校長に申請して証明をうけてください。

在　学　証　明　書

出願者氏名		生年月日	年　月　日生

上記の者は下記の通り本校に在学していることを証明する。

在学学科	科	現在在学している学年	第　学年
課　程	※全日制・定時制・通信制	入学から卒業までの修業年限	年間

平成　年　月　日

立　高等学校 / 高等専門学校　校長氏名　　職印

フリガナ

学校所在地

〒　－　　電話　－　－

奨学金受取口座指定書

奨学金の振込先を次の銀行またはゆうちょ銀行（旧郵便局）に指定いたします。（保護者の口座ではありません。）

銀行・支店名	統一金融機関銀行コード		支店コード		普通預金口座番号	
	フリガナ				口座名義（出願者本人）	
	漢　字	銀行	支店	出張所		
ゆうちょ銀行（旧郵便局）	口座名義（出願者本人）		通帳記号		通帳番号	

奨学金月額・奨学金送金開始月・入学一時金　申込書　※

希望する奨学金月額に○印を付けてください		①．２万円　②．３万円　③．４万円
奨学金は何月分からの送金を希望しますか		①．4月にさかのぼって　②.申し込み月から
１年生のみ	入学一時金の貸与を申し込みますか	1. 申し込みます 【①.20万円　②.40万円　③.60万円】 2. 申し込みません

※入学一時金は１年生時のみの申し込みとなります。

〒102-0093　東京都千代田区平河町2-6-1　　公益財団法人　交通遺児育英会　奨学課（しょうがくか）

◎必要に応じて、折り目から切りはなして使用してください。

交通事故証明書の申し込み手続き

1. 近くの交番か警察署で交通事故証明書の申込用紙（振込用紙）を受け取り、必要事項を記入して郵便局の窓口に手数料と払込料金を添えて払い込むと、後日、自動車安全運転センターから交通事故証明書が郵送されます。
2. 交通事故証明書が郵送されるまでの期間は、事例によって異なりますので、くわしくは、電話で、下記のあなたの居住地の自動車安全運転センターにお問い合わせください。

自動車安全運転センター事務所一覧

	事務所	所在地（郵便宛先）		電話番号
北海道	北海道	060－0002	札幌市中央区北２条西７丁目１－１（北海道警察本部庁舎１F）	011－219－6615
	旭川	070－0036	旭川市６条通10丁目2231番地１号	0166－23－7299
	釧路	085－0018	釧路市黒金町10丁目５番１号（北海道警察釧路方面本部内）	0154－25－7171
	北見	090－8511	北見市青葉町６番１号（北海道警察北見方面本部内）	0157－23－1705
	函館	040－0001	函館市五稜郭町16番１号（北海道警察函館方面本部分庁舎内１F）	0138－55－7500
東北	青森	038－0031	青森市大字三内字丸山198番４（青森県警察本部運転免許センター内）	017－782－5074
	岩手	020－0045	盛岡市盛岡駅西通１－７－１（いわて県民情報交流センター２階）	019－653－1871
	宮城	981－3117	仙台市泉区市名坂字高倉65番地（宮城県警察本部運転免許センター内）	022－373－7171
	秋田	010－1607	秋田市新屋南浜町12番１号（秋田県警察本部運転免許センター内）	018－863－8811
	山形	994－0068	天童市大字高擶1300（山形県総合交通安全センター内）	023－655－3456
	福島	960－2261	福島市町庭坂字大原１番１号（福島県警察本部運転免許センター内）	024－591－4111
関東	東京	140－8682	品川区東大井1－12－5（警視庁鮫洲運転免許試験場内）	03－5781－3660
	茨城	311－3116	東茨城郡茨城町大字長岡3783番地３号（茨城県警察本部運転免許センター内）	029－293－8822
	栃木	322－0017	鹿沼市下石川681番地（栃木県警察本部運転免許センター内）	0289－76－1411
	群馬	371－0846	前橋市元総社町80番地４号（群馬県総合交通センター内）	027－253－1102
	埼玉	365－0028	鴻巣市鴻巣405番地４号（埼玉県警察本部運転免許センター内）	048－541－2411
	千葉	261－0025	千葉市美浜区浜田２丁目１番（千葉県警察本部運転免許センター内）	043－276－3040
	神奈川	241－0815	横浜市旭区中尾２丁目３番１号（神奈川県警察本部交通部運転免許本部内）	045－364－7000
	新潟	957－0193	北蒲原郡聖籠町東港7丁目１番１号（新潟県警察本部運転免許センター内）	025－256－2344
	山梨	400－0202	南アルプス市下高砂825（山梨県総合交通センター内）	055－285－2344
	長野	381－2224	長野市川中島町原704番２号（長野県警察本部東北信運転免許センター内）	026－292－5111
	静岡	420－0949	静岡市葵区与一６－16－１（静岡県警察本部中部運転免許センター内）	054－252－3191
中部	富山	931－8562	富山市高島62番１号（富山県運転教育センター４階）	076－451－1841
	石川	920－0209	金沢市東蚊爪町２丁目１番地（石川県警察本部運転免許センター内）	076－237－5900
	福井	919－0476	坂井市春江町針原58字３番地（福井県警察本部運転者教育センター内）	0776－51－3980
	岐阜	500－8384	岐阜市薮田南５－14－12（岐阜県シンクタンク庁舎１階）	058－274－1000
	愛知	468－8537	名古屋市天白区平針南三丁目605番地（愛知県警察本部運転免許試験場内）	052－805－0625
	三重	514－0821	津市垂水2566番地（三重県運転免許センター内　東ウイング４F）	059－223－1231
近畿	滋賀	524－0104	守山市木浜町2294番地（滋賀県警察本部運転免許センター内）	077－585－3456
	京都	612－8486	京都市伏見区羽束師古川町647番地１号（京都府警察本部自動車運転免許試験場内）	075－631－7600
	大阪	571－0033	門真市一番町23番16号（大阪府警察本部門真運転免許試験場内）	06－6909－5821
	兵庫	650－0011	神戸市中央区下山手通5丁目４番１号（兵庫県警察本部内）	078－351－7882
	奈良	634－0007	橿原市葛本町120番地３号（奈良県警察本部運転免許課内）	0744－23－7171
	和歌山	640－8313	和歌山市西１番地１号（和歌山県警察本部交通センター内）	073－472－4433
中国	鳥取	680－0911	鳥取市千代水２丁目８番地（鳥取県交通総合センター内）	0857－28－6221
	島根	690－0131	松江市打出町250番地１号（島根県警察本部運転免許センター内）	0852－36－6256
	岡山	709－2192	岡山市北区御津中山444番３（岡山県警察本部運転免許センター内）	0867－24－4360
	広島	731－5108	広島市佐伯区石内南３丁目１番１号（広島県警察本部運転免許センター内）	082－941－5111
	山口	753－8504	山口市滝町１番１号（山口県警察本部内）	083－924－4151
四国	徳島	771－0214	板野郡松茂町満穂字満穂開拓１番地１（徳島県警察本部運転免許センター２階）	088－699－1100
	香川	761－8031	高松市郷東町字新開587番138号（香川県警察本部運転免許センター内）	087－882－3399
	愛媛	799－2661	松山市勝岡町1163番地７号（愛媛県警察本部運転免許センター内）	089－978－1999
	高知	781－2120	吾川郡いの町枝川165番地（高知県警察本部運転免許センター内）	088－892－5221
九州	福岡	812－8576	福岡市博多区東公園７番７号（福岡県警察本部内）	092－641－6364
	佐賀	840－8691	佐賀市松原１－１－16（佐賀県警察本部内）	0952－29－0335
	長崎	850－8548	長崎市万才町４番８号（長崎県警察本部内）	095－825－4591
	熊本	869－1107	菊池郡菊陽町辛川2655（熊本県警察本部運転免許センター内）	096－233－2111
	大分	870－0401	大分市大字松岡6687（大分県運転免許センター内）	097－524－6420
	宮崎	880－0835	宮崎市阿波岐原町前浜4276番５号（宮崎県警察本部自動車運転免許試験場内）	0985－29－3456
	鹿児島	891－0122	鹿児島市南栄５丁目１番２号（鹿児島県交通安全教育センター内）	099－269－7574
	沖縄	901－0225	豊見城市字豊崎３－22（沖縄県警察運転免許センター１階）	098－840－2822